

令和4年9月30日

近畿経済産業局地域開発室

地域未来投資促進法の基本計画（新規）に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が作成した基本計画に同意しました。
近畿経済産業局管内では、兵庫県川西市の基本計画（新規）について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 今回同意された基本計画について

近畿経済産業局管内では、地域未来投資促進法に基づく基本計画として協議のあった下記の計画について同意しました。なお、同意した基本計画の概要は次頁を御参照下さい。

＜新たに同意した基本計画＞

兵庫県川西市

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、これまでに7府県※、64の基本計画に同意済みです。（全国では260の基本計画に同意済み）

なお、基本計画の本文および概要は下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

兵庫県川西市における基本計画の概要

計画のポイント

本市域の中部から南部にかけて金属製品製造業、機械器具製造業、電子部品製造業、化学工業を中心とした製造業が立地している。当産業分野の事業拡大や移転を促進することで、高度な技術を生かした成長ものづくり分野のさらなる発展を目指す。

また、平成29年度には市域北部に新名神高速道路川西ICが完成し、優れた交通利便性を有している。これに合わせ「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を策定し企業立地を含む開発を可能とし、加えて令和3年度には川西ICから約5kmの位置に大規模な事業用地の整備が可能となる都市計画変更と開発許可を行った。これらの事業環境を活かした立地支援を促進することで地域経済牽引事業による経済活性化を目指す。

促進区域

兵庫県川西市

経済的効果の目標

1件あたり平均5,380万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を7件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域で478百万円の付加価値の創出を目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ① 金属製品製造業や機械器具製造業、電子部品製造業、化学工業等の産業集積や地域特性を活用した成長ものづくり分野
- ② 新名神高速道路や中国自動車道等の交通インフラを有し、物流ハブ拠点となり得る本市の特性を生かした物流関連産業分野
- ③ 本市の地震、津波等の災害に強い地理的条件や高速道路や空路へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした情報技術関連産業分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：5,380万円超

【要件3：いずれかの経済効果が見込まれること】

- ・売上：6.0%以上増加
- ・雇用者数：1.0%以上増加

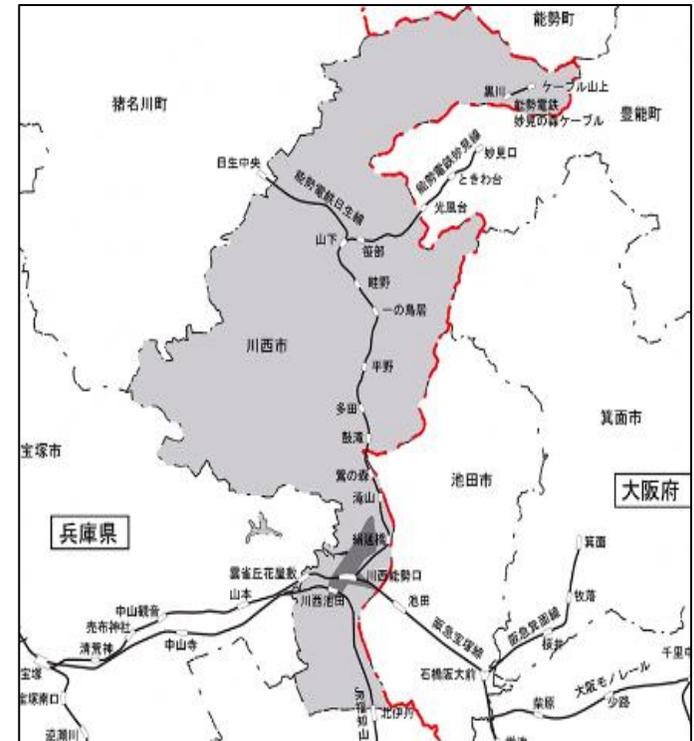
制度・事業環境の整備

技術開発等への補助制度の整備、支援施策等の情報発信、地方創生推進交付金の活用、兵庫県の企業立地支援施策との連携 等

地域経済牽引支援機関

公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、川西市商工会、株式会社池田泉州銀行、株式会社日本政策金融公庫 等

《促進区域図》



計画期間

計画同意の日から令和9年度末日まで